

# 横浜市特別養護老人ホーム等の整備に係る定期借地権設定のための一時金の支援 事業費補助金交付要綱

制 定 平成 29 年 3 月 30 日 健高施第 3318 号（局長決裁）  
最近改正 令和 3 年 9 月 30 日 健高施第 2199 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、特別養護老人ホーム等の整備に係る定期借地権設定のための一時金に要する費用の一部について、横浜市の予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱及び定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金実施要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、特別養護老人ホーム等とは、別表第 1 欄に定める施設をいう。

3 この要綱において、社会福祉法人とは、社会福祉法人及び社会福祉法人を設立する見込みのあるものをいう。

（補助事業者等の範囲）

第 3 条 この要綱における補助事業者等は、横浜市社会福祉法人施設審査会の承認を経て、横浜市から特別養護老人ホームの整備に伴う整備費補助金の交付先として、決定を受けた社会福祉法人とする。

（補助対象施設）

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる施設は、別表第 1 欄に定める施設とする。

（補助対象経費）

第 5 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、別表第 3 欄に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 保証金として授受される一時金である場合（地代債務、契約終了時の建物撤去等、借主の債務不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要求するもの）
- (2) 定期借地権の設定期間が 50 年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係（地主が当該社会福祉法人の理事やその親族である（あった））とみなされる場合
- (4) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合
- (5) その他定期借地権設定のための一時金の支援事業として適当とは認められない場合  
（補助金の額）

第 6 条 この要綱における補助金の額は、別表第 1 欄の補助対象施設ごとに、別表第 2 欄に定める補助基準額と、別表第 3 欄に定める補助対象経費の実支出額から当該経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を

切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請は、定期借地権設定のため一時金支援事業費補助金交付申請書(第1号様式、以下「交付申請書」という。)により行わなければならない。

3 補助金等の交付を受けようとする者が、提出した交付申請書の内容を変更する場合は、定期借地権設定のため一時金支援事業費補助金変更交付申請書(第2号様式、以下「変更交付申請書」という。)により行わなければならない。

4 補助金規則第5条第2項第1号、第3号及び第4号に定める書類は、事業計画書(第1号様式の2)を用い、交付申請書及び変更交付申請書に添付しなければならない。

5 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

6 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、役員等氏名一覧表(第8号様式)とする。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、定期借地権設定のため一時金支援事業費補助金交付決定通知書(第3号様式、以下「決定通知書」という。)により行うものとする。

2 第7条第3項の規定に基づき変更交付申請書が提出された場合の変更交付決定通知は、定期借地権設定のため一時金支援事業費補助金変更交付決定通知書(第4号様式、以下「変更決定通知書」という。)により行うものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書又は変更決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、定期借地権設定のため一時金支援事業費補助金実績報告書(第5号様式、以下「実績報告書」という。)とする。

2 補助金規則第14条第1項第1号、第2号及び第6号に定める書類は、事業実績報告書(第5号様式の2)とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は補助事業等に係るすべての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、第4項の規定により省略できるものとする。

4 前項ただし書きによる場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

5 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告への添付又は記載を省略させることができる書類は、同条第1項第3号の書類とする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、定期借地権設定のため

の一時金支援事業費補助金額確定通知（第6号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第12条 補助金規則第17条の規定により市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときとは、事業完了前に補助金を交付しなければ事業の実施が出来ない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

（補助金交付の請求）

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金交付請求書（第7号様式）により行わなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、定期借地権の存続期間とする。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書（第9号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等をいう。）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（本部又は本社、本所等をいう。）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前二項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（関係書類の保存期間）

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、10年とする。

（暴力団の排除）

第17条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号。以下「暴排条例」という。）第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助金の交付の申請をした社会福祉法人（以下「申請法人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者があるとき

3 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人（以下「交付決定法人」という。）が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 4 市長は、必要に応じ申請法人又は交付決定法人が、第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。
- 5 前項の確認は、役員等氏名一覧表（第8号様式）により行うものとする。  
（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年9月30日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条、第4条、第5条及び第6条）

補助金額

区分	1 補助対象施設	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
本 体 施 設	【定員 30 名以上の広域型施設】  ・ 特別養護老人ホーム	当該施設等を 整備する用地 に係る国税局 長が定める 路線価の2分 の1	定期借地権設定に 伴い授受される一 時金であって、借 地代の前払いの性 格を有するも の（当該一時金の 授受により、定期 借地権設定期間中 の全期間又は一部 の期間の地代の引 き下げが行われて いると認められる もの）。	2 分の 1
	【定員 29 名以下の地域密着型施設】  ・ 地域密着型特別養護老人ホーム			
合 築 ・ 併 設 施 設	・ 老人短期入所施設（ショートステイ） ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 介護予防拠点 ・ 地域包括支援センター ・ 生活支援ハウス ・ 緊急ショートステイ			

（注1）第2欄の路線価は、直近に国税庁が公表した単価を基に当該地の形状に応じた各種の補正率や加算率を乗じる等して調整を行い算定すること。

（注2）第1欄に掲げる補助対象施設以外の施設が合築又併設している場合は、第2欄及び第3欄の金額に、補助対象施設の床面積が建物全体の総床面積に占める割合を乗じること。なお、補助対象施設と補助対象外施設との共有部分の面積は、原則として各施設の専有部分の面積に応じて按分し算出すること。

横浜市長

（住所）  
（法人名）  
（法人代表者名）

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金交付申請書

年度の定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金の交付を申請します。

1 施設名

2 補助事業等の目的及び内容

3 補助金申請額及びその算出基礎

補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

算出根拠 補助金申請額算出内訳（第 1 号様式の 2 別紙）のとおり

4 補助事業等の経費の配分及び使用方法

5 補助事業等の完了予定日

完了予定日 年 月 日

6 添付資料

- (1) 事業計画書（第 1 号様式の 2）
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 役員等氏名一覧表

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

# 事業計画書

1 施設整備の概要

施設名称			
定員	入所： 人	ショートステイ： 人	
	その他（ ） 人		
併設・合築施設	有（施設名等） ・ 無		
構造	造	規模	階建て
建築面積	m <sup>2</sup>	延べ床面積	m <sup>2</sup>
着工予定： 年 月 日	しゅん工予定： 年 月 日	開所予定： 年 月 日	

2 整備予定地の概要

所在地	横浜市 区 町 番地		
土地面積	m <sup>2</sup>	*路線価（m <sup>2</sup> 単価）	円
*申請時点直近の国税局長が定めたものであること			
契約締結日	年 月 日	土地引渡日	年 月 日
定期借地権設定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		貸付期間（年 ヶ月）
土地所有者（賃貸人）	<input type="checkbox"/> 国有地、 <input type="checkbox"/> 民有地（一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人）		
	その他（ ）		
賃借料	月額： 円（うち公租公課相当額 円）		
	※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。		
	年額： 円（うち公租公課相当額 円）		
	賃料前払い一時金： 円（年 月 日から 年 月 日分）		
	保証金： 円		

3 補助金申請額算出内訳 別紙のとおり

4 事業費（一時金）

事業費		財源内訳	
補助対象事業費	円	横浜市補助金	円
	円	借入金	円
補助対象外事業費	円		円
	円		円
	円	自己資金	円
合計	円	合計	円

5 添付書類

- (1) 公図、土地の登記事項証明書
- (2) 定期借地権設定貸付賃貸借契約に関する覚書、合意書又は確約書等
- (3) 借地料の算定根拠資料（不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等）
- (4) 建物の配置図、各階の平面図(注)
- (5) 各室面積表
- (6) 当該地の路線価が確認できる書面
- (7) その他参考となる資料

(注) 補助対象外施設との併設又は合築の場合は、補助対象の専有部分と補助対象外の専有部分を色分けして区分すること。

## 補助金申請額算出内訳

補助基準額(補助上限)				補助対象額				補助金申請額 (円) (注3)
路線価 (円/㎡) (注1)	地積 (㎡)	補助対象施設 が建物全体に 占める割合 (注2)	補助基準額 (円) $D=A \times B \times C$ $\times 1/2$	一時金(補助対 象経費)の 実支出予定額 (円)	Eに係る寄附金 その他の 収入額 (円)	補助対象施設 が建物全体に 占める割合 (注2)	補助対象額 (円) $G=(E-F) \times C$	
A	B	C		E	F	C		$H=(D \text{又は} G \text{の低い額}) \times 1/2$
			0					

(注1) 路線価(A)は、直近に国税庁が公表した単価を基に当該地の形状に応じた各種の補正率や加算率を乗じる等して調整を行い算定すること。路線価を確認することができる資料を添付すること。

(注2) 補助対象施設が建物全体に占める割合(C)は、補助対象外施設が合築又は併設している場合は、補助対象施設の床面積が建物全体の総床面積に占める割合を記載すること。なお、補助対象施設と補助対象外施設との共有部分の面積は、原則として各施設の専有部分の面積に応じて按分し算出すること。

建物全体の 総床面積 a ㎡	補助対象施 設の床面積 b ㎡	補助対象対象面積比 $C=b / a$ %

(注3) 補助金申請額(H)は、補助基準額(D)と補助対象額(G)の金額を比較して、低い額に2分の1を乗じた金額を記載すること(千円未満を切り捨てた額とする)。



横浜市長

（住所）  
（法人名）  
（法人代表者名）

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号により、年度の定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金の交付決定を受けたところですが、次のとおり変更して交付を申請します。

1 施設名

2 変更の理由

3 補助事業等の目的及び内容

4 補助金申請額及びその算出基礎

補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

算出根拠 補助金申請額算出内訳（第1号様式の2別紙）のとおり

5 補助事業等の経費の配分及び使用方法

6 補助事業等の完了予定日

完了予定日 年 月 日

7 添付資料

事業計画書（第1号様式の2）

（法人名）

（法人代表者名）

横浜市長

印

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

(1) 補助対象施設名

\_\_\_\_\_

(2) 交付金額

\_\_\_\_\_ 円

(3) 交付の時期及び方法

2 交付条件

(1) 補助金規則第5条1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 要綱第17条第3項の規定に該当するとき。

オ その他法令、条例、補助金規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(5) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

また、財産処分については、要綱第14条第2項に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

裏面あり

- (6) 定期借地権契約が、借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には、土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である補助事業者等に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。また、土地所有者より前記の返還があった場合には、市長へ報告するとともにその全部又一部を市に返還しなければならない。
- (7) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (8) その他、補助金規則及び要綱の定めに従うこと。

（法人名）

（法人代表者名）

横浜市長

印

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日に変更申請のありました 年度定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

(1) 補助対象施設名

\_\_\_\_\_

(2) 交付金額

\_\_\_\_\_ 円

(3) 交付の時期及び方法

2 交付条件

(1) 補助金規則第 5 条 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 要綱第 17 条第 3 項の規定に該当するとき。

オ その他法令、条例、補助金規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(5) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

また、財産処分については、要綱第 14 条第 2 項に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

裏面あり

- (6) 定期借地権契約が、借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には、土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である補助事業者等に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。また、土地所有者より前記の返還があった場合には、市長へ報告するとともにその全部又一部を市に返還しなければならない。
- (7) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (8) その他、補助金規則及び要綱の定めに従うこと。

年 月 日

横浜市長

（住所）  
（法人名）  
（法人代表者名）

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定された定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金の実績について、次のとおり報告します。

**1 施設名**

**2 補助事業等の執行実績**

- (1) 補助金交付決定額
- (2) 補助金実績額
- (3) 過不足額

**3 補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書実績報告書（第5号様式の2）に記載**

**4 添付書類**

事業実績報告書（第5号様式の2）

## 事業実績報告書

1 施設整備の概要

施設名称			
定員	入所： 人	ショートステイ： 人	
	その他（ ） 人		
併設・合築施設	有（施設名等） ・ 無		
構造	造	規模	階建て
建築面積	m <sup>2</sup>	延べ床面積	m <sup>2</sup>
着工予定： 年 月 日	しゅん工予定： 年 月 日	開所予定： 年 月 日	

2 整備予定地の概要

所在地	横浜市 区 町 番地		
土地面積	m <sup>2</sup>	*路線価（m <sup>2</sup> 単価）	円
*申請時点直近の国税局長が定めたものであること			
契約締結日	年 月 日	土地引渡日	年 月 日
定期借地権設定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		貸付期間（年 ヶ月）
土地所有者（賃貸人）	<input type="checkbox"/> 国有地、 <input type="checkbox"/> 民有地（一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人）		
	その他（ ）		
賃借料	月額： 円（うち公租公課相当額 円）		
	※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。		
	年額： 円（うち公租公課相当額 円）		
	賃料前払い一時金： 円（年 月 日から 年 月 日分）		
	保証金： 円		

3 補助金額算出内訳 別紙のとおり

4 事業費（一時金）

事業費		財源内訳	
補助対象事業費	円	横浜市補助金	円
	円	借入金	円
補助対象外事業費	円		円
	円		円
	円	自己資金	円
合計	円	合計	円

5 添付書類

- (1) 定期借地権設定付賃貸借契約書の写し
  - (2) 実績報告時に徴収できているすべての領収書等の写し
  - (3) 土地登記事項証明書（実績報告時に提出できない場合は後日提出可）
  - (4) 建物の配置図、各階の平面図(注)
  - (5) 各室面積表
  - (6) その他参考となる資料
- (注) 補助対象外施設との併設又は合築の場合は、補助対象の専有部分と補助対象外の専有部分を色分けして区分すること。

## 補助金額算出内訳

補助基準額(補助上限)				補助対象額				補助金額 (円) (注3)
路線価 (円/㎡) (注1)	地積 (㎡)	補助対象施設 が建物全体に 占める割合 (注2)	補助基準額 (円)	一時金(補助対 象経費)の 実支出額 (円)	Eに係る寄附金 その他の 収入額 (円)	補助対象施設 が建物全体に 占める割合 (注2)	補助対象額 (円)	
A	B	C	$D=A \times B \times C \times 1/2$	E	F	C	$G=(E-F) \times C$	$H=(D \text{ 又は } G \text{ の低い額}) \times 1/2$

(注1) 路線価(A)は、直近に国税庁が公表した単価を基に当該地の形状に応じた各種の補正率や加算率を乗じる等して調整を行い算定すること。路線価を確認することができる資料を添付すること。

(注2) 補助対象施設が建物全体に占める割合(C)は、補助対象外施設が合築又は併設している場合は、補助対象施設の床面積が建物全体の総床面積に占める割合を記載すること。なお、補助対象施設と補助対象外施設との共有部分の面積は、原則として各施設の専有部分の面積に応じて按分し算出すること。

建物全体の 総床面積 a ㎡	補助対象施設 の床面積 b ㎡	補助対象対象面積比  $C=b / a$  %

(注3) 補助金額(H)は、補助基準額(D)と補助対象額(G)の金額を比較して、低い額に2分の1を乗じた金額を記載すること(千円未満を切り捨てた額とする)。



（法人名）

（法人代表者名）

横浜市長

印

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告書の提出のありました、 年度定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

施設名 \_\_\_\_\_  
補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

定期借地権設定のための一時金支援事業費補助金交付請求書

¥ \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号により交付確定を受けた補助金として、  
上記の金額を請求します。

年 月 日

横浜市長

施設名

法人所在地

法人名

代表者

印

銀行	支店
当座・普通	口座番号
フリガナ	口座名義

第 8 号様式（第 7 条第 6 項）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名  
代表者氏名

年 月 日

（報告先）  
横 浜 市 長

（報告者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

年度横浜市特別養護老人ホーム等の整備に係る定期借地権設定のための  
一時金の支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日 健高施第 号で交付決定を受けた 年度横浜市特別養護老人ホーム等の整備に係る定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税等の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

添付資料（4を記入した場合に限り添付すること）

積算内訳書

消費税等の確定申告書（控）の写し

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し